

老人福祉施設中期発展計画

平成3年5月
全国社会福祉協議会
・老人福祉施設協議会

はじめに

21世紀の高齢社会を迎えるにあたって、国は、平成元年6月に、『高齢者保健福祉推進十か年戦略』を發表し、在宅サービスおよび施設サービス等の今世紀中に実現を図るべき十か年の具体的整備目標を明らかにしました。

全社協・老人福祉施設協議会では、今後訪れる超高齢社会に充分対応できる老人福祉施設をめざし、有識者の参画を得て、当面の5年間を目途として取り組むべき課題と指針を明らかにするために、『老人福祉施設発展中期計画』を策定いたしました。

平成2年6月に老人福祉法等の改正がおこなわれ、在宅福祉サービスの位置づけが明確にされると

ともに、来る平成5年度からは、特別養護老人ホーム等の入所決定権が従来の都道府県から町村に移譲され、市町村及び都道府県の老人保健福祉計画策定が義務づけられるなど、いよいよ本格的な「市町村福祉の時代」の幕明けとなります。

本計画を、都道府県、市町村レベルでの老人保健福祉計画・地域福祉計画の策定に反映させると共に、個々の法人・施設での事業の展開にあたっての、指針として活用していただき、地域にしっかりと根をはって、地域住民の期待に充分応えられる老人福祉施設づくりを推進されるようお願いいたします。

・老人ホームはこう変わります

1. 老人福祉施設としての専門サービス機能確立します

サービスのマニュアル化

『寝たきり老人ゼロ作戦』の推進

痴呆性老人に対応できる専門機能の確立

入所者の重度化への積極的対応

施設のケアの専門性を活用した地域の健康教育への協力

老人ケアのノウハウや技術を教える介護教育機能の充実

2. 生活の質(QOL)の向上に取り組みます

心豊かに生きがいの持てる生活づくり

利用者本位の施設運営と、利用者主体の生活形成

利用者や家族のホーム運営への積極的参加

プライバシーの保護

3. 地域社会が、老人福祉サービスを円滑に利用できる拠点になります

在宅三本柱をはじめ在宅福祉サービスの積極的受託による在宅から入所までの継続的サービスの実施

ケアの各段階に対応できるよう『ワンセット化』した施設の整備

シルバーハウジング等住宅政策との連携
身体障害者等対象者を拡大したサービスづくり
保健・医療との連携と訪問看護への取り組み
在宅福祉24時間体制の確立

4. 地域福祉の担い手としての役割を發揮します 地域独自のニーズにあったサービスの開発と自

治体への働きかけ

地域における学校教育・専門教育・生涯教育などと連携した福祉教育の推進

ボランティアの受入れ体制の整備と有機的連携
地域性と広域性をもった施設づくり

5. ニーズにあった即応性あるサービス体制の整備を進めます

ニーズの顕在化・掘り起こし機能の確立

ニーズに即応できるサービス体制と手続きの簡素化等運用の工夫

サービスの自由契約部門の開発

痴呆性老人のための専用特養など、ニーズに応じた特色あるサービスをもつ施設の推進

ミドルステイの推進

．それらを進めていくために

1. サービス利用の選択性を拡大します

措置施設での選択性を取り入れた標準的サービスの整備

ケアハウスにおける有料の生活援助サービス等の実施

公共サービス，有料サービスを問わずサービスに公平さを欠かさない工夫

利用者の生活様式や意識の変化に敏感に対応するサービス

適正な費用負担や公費負担のあり方の検討

2. 評価判定体制づくりとケースマネジメントの展開に取り組みます

地域における専門家集団による評価判定体制づくり

合理的な入所サービス，在宅福祉サービス判定基準づくり

在宅介護支援センターによる在宅サービス利用者や入所待機者，退所者への継続的援助

高齢者サービス調整チームへの積極的な参画
地域諸機関・団体との情報の交流と共有化

3. 生活環境，ケア環境の向上に取り組みます

居室的空間（リビング）の確保

日常生活にアクセントを持たせ，入所者の機能回復につとめる

利用者の私物を持ち込める空間の確保

福祉機器の活用促進と活用できる空間の確保

施設の標準設計（環境基準）の見直し

将来の居室の選択性や居住条件の改善などに対応できる可変性ある建物の整備

4. マンパワーを確保・養成し，魅力ある職場づくりに取り組みます

職員の健康づくりができる環境・設備等を整備する

給与条件の改善

労働時間の短縮

週休二日制の推進

負担の重い業務の労働環境の改善

職員の福利厚生の実施

介護福祉士・社会福祉士資格取得の促進と施設への定着

・実習の受入れ体制を確立する

・全都道府県への養成校設置と奨学金制度の実現

職業意識を育てる研修・学習体制の確立
施設長任用資格の強化と専門学習の充実

・そのための条件整備として

1. 施設のイメージアップを図ります
 明るいイメージづくりのためのキャンペーンと積極的なPR活動
 地域住民が気軽に入出入りできたり、入所者が地域と交流できる場や活動の工夫
 「老人ホーム」という名称の変更や「職名」の見直しの検討
2. 『倫理綱領』の策定等、信頼される老人ホームづくりにつとめます
 『倫理綱領』の策定と、業界としての自主的な規制の導入
 『社会福祉施設運営指針（経営協）』『老人ホーム機能・サービス評価～チェックリスト～（老施協）』の活用による自己診断と相互点検の導入による相互啓発
 地域住民参加による老人ホーム運営協議会などサービス評価方法の導入
 オンブズマン制度による苦情受付・処理機能を持つ機関の検討
3. 市町村社協に参加し、福祉コミュニティづくりを積極的に推進します
 市町村社会福祉協議会への加入と活動への積極的参加
 民生・児童委員や地域諸組織との連携の強化
 福祉コミュニティづくりの推進
4. 地域の福祉計画づくりに積極的に参画します
 社協が中心となって策定する地域福祉活動計画への参画と推進
 行政計画として策定される老人保健福祉計画や地域福祉計画への参画
 地域での共同サービス・共同事業体制の推進
 福祉施設適正配置の推進
5. 「社会福祉法人」の役割を再確認し、特性を最大限に発揮します
 社会福祉法人の公共性や非営利性の特性を最大限発揮した新しい事業展開
 一法人複数施設化の促進
 社会福祉法人の特性を発揮した、法人にふさわしい優良な福祉サービスの提供
 措置の受皿の枠や法律制度の枠にとらわれない自主的なサービスの開発
 職員が生きがいをもち、安心して働き続けられる社会福祉法人の経営のあり方の研究
 ゴールドプラン推進のために、社会福祉法人として果たすべき役割についての中長期的研究の推進
6. 国際化への取り組みを進めます
 諸外国施設との姉妹提携などによるノウハウや人材の交流と研修生の積極的な受入れ
 海外の日系人老人ホームとの連携と交流